

食安監発 0729 第 6 号
平成 27 年 7 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

飲食店営業等に係る営業許可等について

標記について、別添の「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）を踏まえ、下記について適切な運用が図られるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可について

営業者が複数の業種を営む場合、一の施設が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条に基づき都道府県知事が定めたそれぞれの業種に係る基準を満たし、公衆衛生上支障がないと認められる場合には、施設を業種毎に専用のものでなくてもよく、一の施設に対して二つ以上の営業を許可することは差し支えないこと。また、これは新規の営業の許可を受ける場合だけでなく、既に営業を行っている営業者が追加で別の営業許可を受ける場合も同様であること。

2. 臨時的に食品を提供する際の規制について

各都道府県等において、地域の実情に応じて実施している臨時的な食品提供に係る規制について、その考え方や許可要件に関する情報をホームページに掲載することにより営業者に分かりやすい形で公表すること。また、これらについて営業者に分かりやすく説明するよう努めること。

「規制改革実施計画」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)(抜粋)

II 分野別措置事項

5 地域活性化分野

(2) 個別措置事項

③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容
18	飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可についての周知	それぞれの施設の基準に合致し、公衆衛生上支障がないと認められる場合には、許可を受ける業種が複数であっても施設を業種ごとに専用のものとしなくてもよいことを、国から都道府県等に周知する。その際、新規に許可を受ける場合はもとより、既に営業を行っている事業者が、提供する商品の多様化等により追加で別の業種の許可を得ようとする場合も同様の考え方によることを明確化する。
19	臨時的に食品を提供する際の規制についての周知	各都道府県等において、地域の実情に応じて実施している臨時的な食品提供に係る規制について、その考え方や許可要件に関する情報をホームページに掲載することにより、事業者に分かりやすい形で公表するよう、国から都道府県等に対し技術的助言を行う。

「規制改革に関する第3次答申～多様で活力ある日本へ～」
(平成27年6月16日規制改革会議) (抜粋)

Ⅱ 各分野における規制改革

5. 地域活性化分野

(3) 具体的な規制改革項目

③主に地方自治体が所管する規制の改革

イ 複数業種・臨時飲食店営業の許可要件の周知

a 飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可についての周知【平成27年措置】

飲食店等の営業については都道府県知事等の許可を受ける必要があり、調理場等の営業施設の基準については、都道府県が条例で定めているが、一事業者が複数の業種を営む場合、業種毎に専用の施設を設けることが求められることがあり、特に中小事業者の場合はこれが負担になっているため、複数の営業を行う事業者の負担軽減に資するよう、調理場の利用時間分離や調理器具の使い分け等により衛生上の支障がないと認められる場合には業種毎に専用の施設を設けなくてもよいとすべきという指摘がある。

したがって、それぞれの施設の基準に合致し、公衆衛生上支障がないと認められる場合には、許可を受ける業種が複数であっても施設を業種毎に専用のものとしなくてもよいことを、国から都道府県等に周知する。その際、新規に許可を受ける場合はもとより、既に営業を行っている事業者が、提供する商品の多様化等により追加で別の業種の許可を得ようとする場合も同様の考え方によることを明確化する。

b 臨時的に食品を提供する際の規制についての周知【平成27年度措置】

飲食店営業については都道府県知事等の許可を受ける必要があるが、臨時的な営業の場合は、都道府県において地域の実情を踏まえ、一定の日数以内の営業であれば許可は不要とする等の運用が行われており、また、施設基準についても、知事が公衆衛生上の支障がないと認めた事項については斟酌することができる。近年、地域の特産品を販売するマルシェなど新たな形態の食のイベント等が広域的に開催されるようになっているが、地方公共団体での臨時的な食品提供に関する規制とその運用がまちまちであり、イベント主催者等にとって分かりづらいとの指摘がある。

したがって、各都道府県等において、地域の実情に応じて実施している臨時的な食品提供に係る規制について、その考え方や許可要件に関する情報をホームページに掲載することにより、事業者に分かりやすい形で公表するよう、国から都道府県等に対し技術的助言を行う。